税効果会計

税効果会計とは？

【重要性：A】

ＰＯＩＮＴ！

① 税効果会計の内容を理解しよう！

② ２つの差異の内容を理解しよう！

③ ２つの一時差異の内容を理解しよう！

（１）税効果会計とは

会計上計上される「法人税、住民税及び事業税」は、税務上の課税所得に対して税率を乗じることで算定されます。ここで、会計上の「収益・費用」と、税務上の「益金・損金」の認識時点の違い等があった場合、会計上の税引前当期純利益と税務上の課税所得が異なるので、税引前当期純利益と「法人税、住民税及び事業税」が合理的な対応を図られなくなります。

例えば、税引前当期純利益は400,000円であるが、貸倒引当金繰入のうち100,000円が税務上損金に算入することが認められなかった場合、「課税所得」及び「法人税、住民税及び事業税」は以下の金額となります。なお、法定実効税率は40%とします。

・課税所得：税引前当期純利益400,000
＋貸倒引当金繰入の損金不算入100,000＝500,000

・法人税、住民税及び事業税：課税所得500,000×法定実効税率40%＝200,000

会計上の損益計算書		税務上の損益計算書		利益と所得の差異
⋮		⋮		
貸倒引当金繰入	**100,000**	**貸倒引当金繰入**	**0**	**100,000**
⋮		⋮		
税引前当期純利益	**400,000**	**課税所得**	**500,000**	**100,000**
法人税、住民税及び事業税	200,000	法人税、住民税及び事業税	200,000	0

このとき、会計上では、「税引前当期純利益」と「法人税、住民税及び事業税」の関係が50%（=200,000円÷400,000円）となり、合理的な対応が図られていません。これは、貸倒引当金繰入100,000円が会計上は費用として認識されていますが、税務上は損金として認識されていないことが原因です。この貸倒引当金繰入100,000円は当期には税務上損金に算入することが認められませんでした（差異の発生）が、税務上の要件を満たした時点で損金に算入されます（差異の解消）。

なお、会計上では、税引前当期純利益400,000円に対してその40%である160,000円が「法人税等（法人税等合計）」として計上されれば、合理的な対応となります。

そこで、会計上は貸倒引当金繰入100,000円に対する税金40,000円（＝100,000円×法定実効税率40%）を当期に前払いしたと考え、**法人税等の調整額（法人税等のマイナスの調整）**として計上すると、税引前当期純利益400,000円に対して、会計上あるべき法人税等（法人税等合計）160,000円（＝法人税、住民税及び事業税200,000円－調整額40,000円）を計上することができます。このような調整を行う手続きが、**税効果会計**（ぜいこうかかいけい）です。

	税効果を適用しない場合	税効果を適用した場合
税引前当期純利益	**400,000**	**400,000**
法人税、住民税及び事業税	200,000	200,000
法人税等調整額	－	△ 40,000
法人税等合計	**200,000**	**160,000**
税引前当期純利益と法人税等合計の関係	50%	40%

税効果会計とは、会計上の「収益・費用」と、税務上の「益金・損金」の認識時点の違い等によって、会計上の利益と税務上の課税所得に差異が生じた場合に、法人税等の額を適切に期間配分することにより、税引前当期純利益と法人税等を合理的に対応することを目的とする手続きです。

例えば、先ほどの翌年を考えてみましょう。税引前当期純利益は800,000円であるが、前期に税務上損金算入が認められなかった貸倒引当金繰入100,000円が損金に算入することが認められたとします。その場合、「課税所得」及び「法人税、住民税及び事業税」は以下の金額となります。なお、法定実効税率は40%とします。

・課税所得：税引前当期純利益800,000
－貸倒引当金繰入の損金算入100,000＝700,000

・法人税、住民税及び事業税：課税所得700,000×法定実効税率40%＝280,000

会計上の損益計算書		**税務上の損益計算書**		**利益と所得の差異**
⋮		⋮		
貸倒引当金繰入	**0**	**貸倒引当金繰入**	**100,000**	**△ 100,000**
⋮		⋮		
税引前当期純利益	**800,000**	**課税所得**	**700,000**	**△ 100,000**
法人税、住民税及び事業税	280,000	法人税、住民税及び事業税	280,000	0

このとき、会計上では、「税引前当期純利益」と「法人税、住民税及び事業税」の関係が35%（=280,000円÷800,000円）となり、合理的な対応が図られていません。これは、貸倒引当金繰入100,000円が会計上は費用として認識されていませんが、税務上は損金として認識されていることが原因です。この貸倒引当金繰入100,000円は前期には税務上損金に算入することが認められませんでした（差異の発生）が、税務上の要件を満たした当期に損金に算入されたものです（差異の解消）。

なお、会計上では、税引前当期純利益800,000円に対してその40%である320,000円が「法人税等（法人税等合計）」として計上されれば、合理的な対応となります。

そこで、会計上は貸倒引当金繰入100,000円に対する税金40,000円（＝100,000円×法定実効税率40%）を前期に前払いしたと考え、差異が解消した当期に**法人税等の調整額（法人税等のプラスの調整）**として計上すると、税引前当期純利益800,000円に対して、会計上あるべき法人税等（法人税等合計）320,000円（＝法人税、住民税及び事業税280,000円＋調整額40,000円）を計上することができます。このように税効果会計は、法人税等の額を適切に期間配分しているのです。

	税効果を適用しない場合	税効果を適用した場合
税引前当期純利益	**800,000**	**800,000**
法人税、住民税及び事業税	280,000	280,000
法人税等調整額	−	＋ 40,000
法人税等合計	**280,000**	**320,000**
税引前当期純利益と法人税等合計の関係	35%	40%

（２）税効果会計の対象

会計上と税務上の差異には，一時差異（いちじさい）と永久差異（えいきゅうさい）があります。

①　一時差異

一時差異とは，会計上の「資産・負債」の額と，税務上の「資産・負債」の額との差額をいいます。一時差異は、会計上の「収益・費用」と、税務上の「益金・損金」の認識時点が相違する場合やその他有価証券の評価差額が純資産の部に計上される場合に生じます。一時差異はその差異が将来解消されますので、**税効果会計の対象**となります。

なお、2級では、「**引当金の損金算入限度超過額**」、「**減価償却費の損金算入限度超過額**」及び「**その他有価証券評価差額金**」の３つに限定して出題されます。

②　永久差異

永久差異とは，会計上の「収益・費用」と税務上の「益金・損金」の範囲が異なるため，その差異が永久に調整されない差異をいいます。差異が永久に調整されませんので，永久差異は税効果会計の対象とはなりません。なお、永久差異としては、交際費の損金算入限度超過額，受取配当金の益金不算入額等があります。

（３）一時差異の種類

一時差異は、将来減算一時差異（しょうらいげんざんいちじさい）と将来加算一時差異（しょうらいかさんいちじさい）があります。

①　将来減算一時差異

将来減算一時差異とは，当該一時差異が解消するときにその期の課税所得を減額する効果を持つ一時差異をいいます。

2級で出題される「**引当金の損金算入限度超過額**」、「**減価償却費の損金算入限度超過額**」及び「**その他有価証券評価差額金（評価損）**」は、将来減算一時差異に該当します。

②　将来加算一時差異

将来加算一時差異とは，当該一時差異が解消するときにその期の課税所得を増額する効果を持つ一時差異をいいます。

2級で出題される「**その他有価証券評価差額金（評価益）**」は、将来加算一時差異に該当します。

将来減算一時差異の会計処理

【重要性：A】

ＰＯＩＮＴ！

①　将来減算一時差異の内容を理解しよう！

②　仕訳をマスターしよう！

主な勘定科目

「繰延税金資産」勘定（資産）

「法人税等調整額」勘定（費用）

将来減算一時差異とは，差異が解消するときにその期の課税所得を減額する効果を持つ一時差異をいいます。ここでは、「**その他有価証券評価差額金（評価損）**」以外の将来減算一時差異について学習します。

（1）差異発生時

将来減算一時差異は、当期の課税所得計算において加算され、差異解消年度の課税所得計算において減算されるものです。当期の課税所得計算において加算するということは、その分税金を支払うことになります。

そこで、当期に**法人税等の前払い**が生じたと考えて、「**繰延税金資産**（くりのべぜいきんしさん）」勘定（資産）を計上するとともに、法人税等の調整として「**法人税等調整額**（ほうじんぜいとうちょうせいがく）」勘定（費用）を用いて処理します。なお、税効果会計に関する処理は通常、**決算整理仕訳**として行われます。

借方科目	金額	貸方科目	金額
繰延税金資産	×××	**法人税等調整額**	×××

当期（差異発生）	**将来（差異解消）**
加　算	**減　算**
↓	↓
差異の分税金が多くなる	差異の分税金が少なくなる
↓	↓
法人税等の前払い	法人税等の前払いの解消
↓	↓
繰延税金資産の計上 →	**繰延税金資産の取崩**

例題　**第１期の決算において税引前当期純利益は400,000円計上している。しかし、売掛金に対して50,000円の貸倒引当金を計上したが、そのうち10,000円は税務上損金に算入することが認められなかった。法定実効税率40%として、第1期の税効果に関する仕訳を答えなさい。**

①　一時差異に関する会計上の仕訳（イメージ）

借 方 科 目	金　　額	貸 方 科 目	金　　額
貸 倒 引 当 金 繰 入	10,000	貸　倒　引　当　金	10,000

②　税効果仕訳

借 方 科 目	金　　額	貸 方 科 目	金　　額
繰 延 税 金 資 産	**4,000**	**法 人 税 等 調 整 額**	**4,000**

繰延税金資産：損金不算入10,000×法定実効税率40%＝4,000

（２）差異解消時

将来減算一時差異は、差異解消年度の課税所得計算において減算されますので、差異解消年度において、差異発生時に計上した法人税等の前払いを取り崩します。

そこで、「**繰延税金資産**」勘定（資産）を取り崩すとともに、法人税等の調整として「**法人税等調整額**」勘定（費用）を用いて処理します。

借 方 科 目	金　　額	貸 方 科 目	金　　額
法 人 税 等 調 整 額	×××	**繰 延 税 金 資 産**	×××

例題　**第２期において売掛金50,000円の貸倒が生じたため、第１期に税務上損金に算入することが認められなかった貸倒引当金10,000円が、税務上損金に算入することが認められた。法定実効税率40%として、第２期の税効果に関する仕訳を答えなさい。**

借 方 科 目	金　　額	貸 方 科 目	金　　額
法 人 税 等 調 整 額	**4,000**	**繰 延 税 金 資 産**	**4,000**

繰延税金資産：損金算入10,000×法定実効税率40%＝4,000

例題　**一時差異として、減価償却費の損金算入限度超過額が前期末に60,000円、当期末に80,000円生じていた。法定実効税率40%として、当期の税効果に関する仕訳を答えなさい。**

①　決算整理前残高試算表

決算整理前残高試算表（一部）

繰 延 税 金 資 産	24,000	

繰延税金資産：前期末の損金算入限度超過額60,000

×法定実効税率40%＝24,000

②　決算整理

・一時差異に関する会計上の仕訳（イメージ）

借 方 科 目	金　　額	貸 方 科 目	金　　額
減　価　償　却　費	20,000	減 価 償 却 累 計 額	20,000

損金算入限度超過額(当期末80,000－前期末60,000)＝20,000

・税効果仕訳

当期に発生した一時差異は20,000（=前期末80,000－当期末60,000）であるため、当該金額に法定実効税率を乗じて、繰延税金資産を算定します。

借 方 科 目	金　　額	貸 方 科 目	金　　額
繰 延 税 金 資 産	**8,000**	**法 人 税 等 調 整 額**	**8,000**

繰延税金資産：損金算入限度超過額(当期末80,000－前期末60,000)

×法定実効税率40%＝8,000

③　決算整理後残高試算表

決算整理後残高試算表（一部）

繰 延 税 金 資 産	32,000	法 人 税 等 調 整 額	8,000

繰延税金資産：当期末の損金算入限度超過額80,000

×法定実効税率40%＝32,000

将来加算一時差異の会計処理

【重要性：C】

ＰＯＩＮＴ！

①　将来加算一時差異の内容を理解しよう！

②　仕訳をマスターしよう！

主な勘定科目

「繰延税金負債」勘定（負債）

「法人税等調整額」勘定（費用）

2級において出題される将来加算一時差異は「**その他有価証券評価差額金（評価益）**」のみで、その会計処理は後で説明します。ここでは、参考として、一般的な将来加算一時差異の仕訳を示します。

（1）差異発生時

将来加算一時差異は、当期の課税所得計算において減算され、差異解消年度の課税所得計算において加算されるものです。当期の課税所得計算において減算するということは、その分税金が未払ということになります。

そこで、当期に**法人税等の未払**が生じたと考えて、「**繰延税金負債**」勘定（負債）を計上するとともに、法人税等の調整として「**法人税等調整額**」勘定（費用）を用いて処理します。

借 方 科 目	金　　額	貸 方 科 目	金　　額
法 人 税 等 調 整 額	×××	**繰 延 税 金 負 債**	×××

当期（差異発生）	**将来（差異解消）**
減　算	**加　算**
↓	↓
差異の分税金が少なくなる	差異の分税金が多くなる
↓	↓
法人税等の未払	法人税等の未払の解消
↓	↓
繰延税金負債の計上 →	**繰延税金負債の取崩**

（2）差異解消時

将来加算一時差異は、差異解消年度の課税所得計算において加算されますので、差異解消年度においては、差異発生時に計上した法人税等の未払を取り崩します。

そこで、「**繰延税金負債**」勘定（負債）を取り崩すとともに、法人税等の調整として「**法人税等調整額**」勘定（費用）を用いて処理します。

借 方 科 目	金　　額	貸 方 科 目	金　　額
繰 延 税 金 負 債	×××	**法 人 税 等 調 整 額**	×××